

第846回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年10月16日（水）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第845回教育委員会会議録の承認について

4 第846回教育委員会会議録署名委員の指名

5 専決処分報告

(1) 第342回宮城県議会議案に対する意見について

(総務課)

(2) 教育功績者表彰について

(教職員課)

6 議 事

第1号議案 職員の人事について

(教職員課)

第2号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(特別支援教育室)

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(高校教育課)

第4号議案 県立中学校学則の一部改正について

(高校教育課)

第5号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

(スポーツ健康課)

7 課長報告等

(1) 平成25年度学力向上に関する緊急会議の概要について

(義務教育課)

(2) 平成25年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(高校教育課)

8 資料（配付のみ）

(1) 第9回単位PTA会長会における「いじめ問題に関する話し合い」の概要について

(義務教育課)

(2) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について

(高校教育課)

(3) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(高校教育課)

(4) 第68回国民体育大会の結果について

(スポーツ健康課)

(5) 宮城県美術館特別展「洲之内徹と現代画廊」の開催について

(生涯学習課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第846回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年10月16日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第845回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第846回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 | 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

6 議 事

第1号議案 職員の人事について

- 委 員 長 | 専決処分報告(2)及び議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議等については, 秘密会とする。
なお, 秘密会とする第1号議案については, 本日速やかに処理する必要があることから, 先に第1号議案を審議することとし, 残る案件については, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

(1) 第342回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者: 教育長)

第342回宮城県議会議案に対する意見について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから3ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により, 本年9月27日付けで知事から意見を求められたので, 教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により, 同日付けで専決処分し, 異議のない旨回答したことについて, 同条第2項の規定により報告するものである。

資料3ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」であるが, 議第251号議案「工事請負契約の締結について」は, 平成27年度に移転予定の拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の建物の新築等に係る工事請負契約の締結について, 地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

なお、本議案は、10月3日に開催された県議会本会議において、原案のとおり可決されている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 議事

第2号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから10ページである。

資料5ページを御覧願いたい。今回の改正は、平成26年度の県立特別支援学校高等部入学生徒の募集に当たり、県立特別支援学校学則の収容定員を改正するものである。具体的には、「2 改正内容」とおり、県立特別支援学校高等部への入学希望者及び学校施設の受入状況等を踏まえ、資料に記載のとおり13校の収容定員を変更するものである。このうち、岩沼高等学園については、入学希望者が多いことを踏まえ、来年度の第1学年の収容定員を48名に増やしている。また、開校予定の「(仮称)小松島支援学校」の収容定員については、95名を予定しているが、平成25年11月の県議会定例会において、同校の設置に係る県立学校条例の改正の議決を得た上で、本委員会にお諮りしたいと考えている。その「(仮称)小松島支援学校」の予定収容定員も含めると、平成26年度の高等部の収容定員は1,496名となり、このうち、第1学年は494名であり、来年度高等部に入学を希望する現在の中学3年生全員をいずれかの学校で受け入れることができるよう設定したところである。

なお、改正規則は平成26年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

遠藤委員

仙台圏の光明支援学校、名取支援学校、利府支援学校について、光明支援学校を除く2校で来年度の収容定員数が減少している。その一方で、光明支援学校における来年度の1学年の収容定員は、今年卒業予定の3年生と同程度の人数が設定されている。仙台圏域の各支援学校における狭隘化については、来年度、小松島の学校が開校したとしても、想定しているような解決には至らないのではないかと思う。現在、特別支援学校将来構想審議会で議論されているようであるが、その状況を何とか打開する方策を見出していきたい。特に、光明支援学校の高等部の定員数は合計177名であり、そこだけで1つの学校になるほどの規模である。子どもたちは、大変な環境の中で学習しているため、審議会における今後の議論に期待したい。

教育長

仙台圏域の支援学校の狭隘化については、とても大きな課題であると認識している。将来構想審議会においても、その問題について十分に議論していただいているところであり、その議論も踏まえた上で、必要な改善策の検討を進めてまいりたい。

委員長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから17ページである。

資料12ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」については、平成26年度県立高等学校組織編制計画及び平成24年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う学年進行による収容定員の変更等、所要の改正をするものである。

次に、「2 改正の概要」であるが、「(1)平成26年度県立高等学校組織編制計画関係(第1学年)」の「イ 学年制による全日制の課程の収容定員の変更」については、気仙沼高校と築館高校をそれぞれ1学級の減とするもの、松島高校では、学科改編に伴い、普通科を2学級減とし、新たに観光科2学級を設

置するもの、同じく水産高校では、海洋総合科を1学級の増、情報科学科を1学級減とし、情報科学科の募集を停止することとしている。また、石巻工業高校については、学科の名称を変更するため、機械制御科を2学級減とし、新たに機械科2学級を設置とするものである。次の「ロ 学年制による定時制の課程の収容定員の変更」については、大河原商業高校を1学級減とするものである。さらに、「(2)平成24年度県立高等学校組織編制計画の学年進行」であるが、在籍生徒が3年生のみになっている女川高校について、本年度末をもって閉校となるため、学則から削除することとしている。

以上により、平成26年度の収容定員は5学級200人の減となり、学校ごとの収容定員の増減については、資料15ページ以降の新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、平成26年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	(質 疑 な し)
委 員 長	(委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第4号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、18ページから20ページである。

資料20ページの新旧対照表を御覧願いたい。中高一貫教育校として設置している仙台二華中学校及び古川黎明中学校について、本年4月から、募集定員を80名から105名に拡大しているが、学年進行に伴う第2学年の収容定員を同様に変更するため、県立中学校学則の所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は、平成26年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	(質 疑 な し)
委 員 長	(委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第5号議案 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料は、21ページから24ページである。

資料22ページを御覧願いたい。「1 改正の概要」であるが、石巻市にあるライフル射撃場の指定管理者期間が平成25年度末で満了することとなる。平成26年4月1日からの指定管理者を公募・選定することとなるが、より効果的な施設運営を図るため、ライフル射撃場の料金についても、他の県有スポーツ施設と同様に利用料金制を導入することとして、9月県議会定例会にライフル射撃場条例の一部改正について付議し、過日、可決されたところである。この条例改正を受け、宮城県ライフル射撃場管理規則についても、所要の改正をするものである。

具体的には、資料24ページの「新旧対照表」を御覧願いたい。第4条について、条例の改正により、料金の後納や返還等の手続きは、指定管理者が行うこととされたことから、同条全文を規則から削除するものである。

なお、改正規則については、平成26年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	
佐 竹 委 員	利用料について、個人及び団体、それぞれの設定料金はどのようになるのか。条例で定められているのか、それとも、来年度から利用料金制を導入するため、現時点では具体的に決まっていないのか。
スポーツ健康課長	今年度の料金であるが、例えば中・高生が1時間使用する場合は130円、団体等が

専用で貸し切る場合には半日で14,800円となっている。今後、来年4月からの指定管理者を新たに選定することとなるが、来年度導入する利用料金については、現在の料金を基本に新たに設定することとなる。今回の改正による一番のポイントは、その料金収入が、これまでの県から指定管理者に変更となることである。

佐竹委員
スポーツ健康課長

この射撃場の年間利用者数は、個人及び団体で何名程度であるのか。

県内の競技者数は120名から130名程度であり、そのうち3分の2程度が学生である。過去数年の年間利用者数は、延べ人数で2,500名から3,000名程度で推移している。

委員長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.1 課長報告等

(1) 平成25年度学力向上に関する緊急会議の概要について

(説明者：義務教育課長)

平成25年度学力向上に関する緊急会議の概要について、御報告申し上げます。

この会議は、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を受け、本県児童生徒の学力向上を図るため、精神科医、有識者、教育関係者、PTAに参加いただき、10月2日に開催したものである。

別冊資料の1ページを御覧願いたい。この緊急会議では、講話や事例紹介、当課からの説明、そして、参加者による意見交換を行い、最終的に「5つの提言」としてまとめた。

まず、子ども総合センターの本間所長から、3ページから8ページの資料により、現在の子どもの心の状況について、大震災を経験した子どもは、不安等により集中力が欠如することや、怒りなどの心理的な影響から攻撃的な行動をとることなど、それらに対するケアについての講話があった。

次に、当課から、9ページから12ページの資料により、「宮城県の全国学力・学習状況調査結果について」説明した。この結果を分析したところ、震災の被害が大きかった学校では、全体として平成21年度より平均正答率が低くなった傾向が見られたものの、その一方で、震災後の厳しい環境の中でも平均正答率が高くなった学校もあった。次に、13ページから23ページの資料により、これまで行ってきた「本県の学力向上への取組」について説明し、今回の結果を踏まえた各学校の課題と改善を明確にするため、22ページの様式を提案した。この様式については、各学校で作成いただき、市町村教育委員会を通して県教育委員会に提出していただくこととしている。

次に、宮城教育大学大学院の相澤教授から、24ページから30ページの資料に基づき、学力向上に向けた取組のポイントとして、「読むこと」、「書くこと」を大切にされた授業改善に関する講話があり、その取組事例として、授業改善に取り組んでいる大河原町教育委員会の齋教育長から、資料31ページから90ページの資料により、読解力を核とした取組等を紹介していただいた。

その後、参加者による意見交換を行い、その内容を基に、資料91ページの『学力向上に関する緊急会議』からの提言のとおり、「5つの提言」として整理した。この5つの提言については、本日の教育委員会で御報告させていただいた後、市町村教育委員会を通して各学校に周知し、各学校における更なる取組を促進してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊藤委員

22ページの様式「学力向上に向けた学校の取組」について、各学校から提出していただくとのことであったが、その提出する時期と、提出された内容をどのように分析して、学力向上に反映していくのか、また、それらを91ページの『学力向上に関する緊急会議』からの提言」とどのように関連付けていくのか。

義務教育課長

「学力向上に向けた学校の取組」の様式の活用については、示した様式に授業理解度や家庭学習の時間等の現状や目標値を記入していただき、各学校において、重点的に取り組むべき分野や教科等の改善策を明らかにすることとしている。それらが明確になる

ことにより、各学校では、中長期的な視点で授業改善等に取り組むことができるものと考えている。県教委では、それらも踏まえた上で、指導主事訪問等における学力向上等に関する指導・助言に取り組んでまいりたい。また、「学力向上に関する緊急会議」からの提言は、すぐに着手していただきたい内容を5つの項目にまとめたものであり、主に家庭学習面において、学校と保護者間で連携を図り、子どもたちの学力の向上に活用することとしている。

なお、この提言については、今回の定例会に報告させていただいた後、各市町村教育委員会を通して各学校に通知することとしている。

伊藤委員 5つの提言については、いずれの項目も何らかの特別な取組を必要とする内容ではなく、子どもたちが自分の意志で取り組めることであるため、必ず何らかの成果が上がるよう積極的に進めていただきたい。また、「5 家庭学習の時間確保すること。」について、前回の定例会でも話題となったが、秋田県と本県の違いとして、復習の時間や家庭での学習時間に大きな開きがあった。とても基本的なことであるので、この部分については引き続き徹底して取り組んでいただきたい。

佐竹委員 素晴らしい内容の提言であるが、この内容に追加できるのであれば、「5 家庭学習の時間を確保すること。」の「保護者の協力を得て、家庭学習の時間を確保しましょう。」の記述について、「子どもたちに積極的に声掛けするとともに、子どもの声に耳を傾けつつ、家庭学習を促しましょう。」という内容を盛り込んでほしい。学習の基礎的な部分は、学校できちんと取り組んでいるはずであり、子どもたちに対する家庭での向き合い方にも着目していく必要があるのではないかと強く感じる。この提言は、それらを促すための一つのツールとして活用し、子どもたちが単に学習するだけでなく、御家族の方々と会話しながら進めるなど、各家庭でのコミュニケーションにも役立たせていただきたい。また、子どもたちに声掛けする際には、常に前向きな思考を持って取り組んでいくような意識付けもお願いしたい。子どもたちの良い行動に対しては十分に褒めてあげる、そのことを子どもたちは家庭に帰ってから親御さんに話すことにより、親子のコミュニケーションも図られる。学校や勉強のことなど、親子で会話して、考える力をプラス側に持っていけるような取組を推進していただきたい。

義務教育課長 委員御指摘のとおり、コミュニケーションツールの一つとしても活用し、保護者の皆さまへの呼びかけとして、提言の中に加えてまいりたい。

佐竹委員 その文章があるのとないのとでは、子どもたちに対する向き合い方も違うと思うし、親子の絆や勉強に向かう姿勢も変わってくるはずである。そして、学力向上の一役を担う部分ではないかと思うので、単に学習機会を与えるだけでなく、家族も一緒に向き合って学習していただく、そういった協力をいただけるような声掛けを進めてほしい。

奈須野委員 学力調査を受けての緊急会議を開催したということであるが、この会議を開催したことにより、すぐに学力が向上することはないと思う。この提言を受けて、重要であることは、学習に取り組む姿勢を育てるスタートの部分にあると思う。例えば、小学校低学年や中学校1年生の子どもたちに対して、家庭学習に関する学校から家庭への指導と、子どもたちへの声掛けの促進に関する学校からの助言が重要となる。その意識付けが成されることにより、すべての学年で学力の向上が期待できるのではないかと思う。短期間では成果が表れないことを踏まえた上で、中長期的な視点で宮城の子どもたちの学力が向上するような指導をお願いしたい。

義務教育課長 委員御指摘のとおり、学校と家庭が一体となり、学力向上に取り組んでまいりたい。また、校長会議等において、この提言の趣旨等を説明することとしており、各教員にも十分に理解いただいた上で、学校全体で取り組んでいただくよう指導してまいりたい。

遠藤委員 私も同感であるが、5つの提言については、これまでも様々な場面で指導されてきた

内容が集約されているものであると思う。しっかり書かせることは、相澤先生も講話されたように、今回特に強調されている部分であり、それ以外の内容も、学習指導の基本となる内容が盛り込まれている。例えば、子どもを褒めること、認めることなどは、学習指導における基本的なことである。それらを実際の教育現場で生かしていくためには、長い教職経験のある先生方が若い先生方に対し、具体的な事例を示しながら詳しく指導できる機会を設けていただくなど、各学校の教職員が一体となって進めていただくよう考えていただくことも必要となるのではないかと思う。

義務教育課長

委員御指摘のとおり、今回の提言の内容も踏まえ、各学校の長い教職経験を持つ校長先生方が、できるだけ具体的な例を示しながら、若手の先生の育成にも努めていくよう、あらゆる機会を捉えて伝えてまいりたい。

教育長

5つの提言について、多くの御意見をいただき大変ありがたく感じている。各学校においては、すべての教員が提言内容をしっかりと熟読し、その内容を認識した上で、より良い学習指導となるよう取り組んでいただきたい。また、指導主事が各学校を訪問する際には、その学習指導がより効果的となるよう、この提言の内容も踏まえた授業展開にも着目するとともに、先ほどの22ページの様式と併せ、授業の組み立て方についての確認や改善に関する助言に取り組んでまいりたい。この提言については、具体的に進めていかない限り、提言書を作成しただけに留まってしまうので、学習指導にしっかりと生かしていくよう、我々も様々な機会を捉えて指導・助言してまいりたい。

(2) 平成25年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(説明者：高校教育課長)

平成25年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について、御報告申し上げます。

資料は、1ページと別冊の「みやぎ学力状況調査【概要】」である。

資料1ページを御覧願いたい。「1から4」は、実施概要である。7月上旬から中旬にかけて、県内すべての公立高等学校の2年生を対象とした国語・数学・英語の3教科の学力状況調査と、1・2年生を対象とした学習状況調査を実施している。また、学力状況調査については、基礎・基本の定着を確認する問題と活用まで幅広く見る問題を学校ごとに選択して実施している。

「5 学力状況調査結果の主な特徴」については、国語・数学・英語の3教科とも基礎的・基本的な力はある程度定着しているものの、応用力や読み取る力に課題があるという結果となった。また、問題作成に当たっては、各教科の平均正答率を50%と設定し、作成しているが、ほぼ想定した正答率となっている。

別冊資料「みやぎ学力状況調査(概要)」の2ページを御覧願いたい。下段から3ページ上段にかけて、「図1-1 共通問題の正答率別度数分布」を掲載しているが、棒グラフが今年度の分布、折れ線が昨年度の分布となる。今年度の状況については、基礎・基本を中心とするA問題選択者と、活用まで幅広く見るB問題選択者の結果を色分けして示している。また、3ページ中段の「図1-2 各教科の正答率別度数分布」には、共通問題部分を含めた度数分布を掲載しており、その状況から、A問題選択者とB問題選択者の分布に偏りがあることが分かった。また、教科ごとの度数分布では、数学・英語については、中間層の形成が薄く、学習の定着に二極化が見られることが分かった。

資料1ページにお戻り願いたい。「6 意識調査結果の主な特徴」であるが、学習状況等の意識調査は、1学年と2学年を対象に実施しており、その主な特徴については、資料に記載のような特徴が見られている。その詳細については、2学年の結果を中心に御説明申し上げます。冊子の7ページを御覧願いたい。「① 進路希望」の「図12」であるが、上段のグラフは、現在2学年の生徒の昨年度調査結果(1学年時)の推移、下段のグラフは、各年度の2学年時の推移を示している。本年度の状況は、大学・短大への進学希望は52.6%となり、ほぼ震災前の水準に回復し、また、進路希望未定者は1年時から半減しており、進路目標の設定が進んでいる様子が伺える。「② 授業理解度」の「図14」であるが、「ほとんどの授業がよく理解できる」、「理解できる授業の方が多い」を合わせた、授業が概ね理解できる生徒の割合は、ほ

ば半数に達しており、過去5年間の推移では増加傾向にあるものの、1年時との比較では3.5ポイント減少している。「③ 家庭学習のしかた」の「図15」については、「宿題や課題が出された時」や「考査前に学習する」という生徒が約半数を占め、1年時との比較では、「ほぼ毎日学習する生徒」の割合が減少し、「ほとんどしない生徒」が増加している。次の8ページの「④ 平日の学習時間」の「図16」については、学校以外での学習時間を調査した結果、「まったく、またはほとんどしない生徒」の割合が33.7%であり、1年時よりも10ポイント以上も増加している。また、それ以外の家庭で学習している生徒の割合は、1年時に比べ減少しており、全体的に家庭での学習時間が減少していることが分かった。

9ページを御覧願いたい。「⑦ 家庭学習する上での悩み」の「図22」については、「集中できない」が30.7%で最も多く、1年時よりも増加している。また、「集中できない」、「計画が長続きしない」を合わせると約半数に達している。「⑧ 平日の生活」の「図23」であるが、家庭で最も時間をかけていることでは、「ゲームやインターネット」、「電話やメール」の2項目で40.8%に達し、前年度と比べても増加しており、本県においてもネット依存傾向のある生徒が増加してきているものと考えられる。

次の10ページから12ページの「(3) 心身の健康、『志教育』に係る意識調査」については、震災後の心の変化や志教育の成果を調べるため、昨年度から取り入れた調査である。「① 震災後の心と体の安定について」であるが、生活習慣・体調管理・食生活について、食欲もあり、体調もよいと回答している生徒の割合は7割から9割と高く、概ね良好であるが、1・2年生ともに昨年度よりやや減少しており、今後、注意深く見守っていく必要があると考えている。「② 震災後の学校生活について」であるが、学校生活について、充実感や満足感のある生徒の割合は8割を超えている一方、勉強に集中できている生徒は約半数であり、それができていない生徒の割合が、1・2年生ともに昨年度より増加している。「③ 『志教育』に係る意識の変化について」であるが、「人が困っている時は、進んで助けるようにしている」、「人に役立つ人間になりたいと思っている」と回答した生徒は1・2年とも8割から9割に達している。その一方で、12ページ上段の「ボランティア活動や地域の活動に進んで参加している」と回答した生徒の割合は3割弱に留まっており、今後、活動機会の情報提供や当該活動の計画を進めていく必要があると考えている。「④ 『志教育』に係る意識の変化について」であるが、「自分の適性が分かっている生徒」、「働くことの意義を理解している生徒」、「自分の役割に責任を持って行動している生徒」の割合は7割から8割であり、いずれも昨年度より増加している。

これらの結果から「志教育」について、その3つの視点である「かかわる」、「もとめる」、「はたす」に関する意識について、確実に浸透・定着してきているものと考えている。

最後に、13ページを御覧願いたい。「Ⅲ 学力向上に向けた今後の取組」について、各学校や教育委員会の取組をまとめている。各学校においては、調査結果の詳細な分析を行い、家庭と学校との連携を図りながら、授業改善の推進、家庭学習時間の確保、「志教育」の充実等の取組を進めてまいりたいと考えている。また、県教育委員会としても、この調査を継続的に実施し、結果を分析することにより、必要な情報提供に努めるとともに、教員の資質向上のための研修会を開催するなど、各学校と連携して学力向上施策の改善を図り、生徒の学力向上と基礎学力の定着に向けた取組を支援してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)
伊 藤 委 員

この調査は、高校生を対象とした意識調査であると思うが、全国の小・中学生の学力調査結果の延長線上にあるのではないかと感じた。特に問題であると感じたのは、9ページの「⑦ 家庭学習をする上での悩み」と13ページの「Ⅲ 学力向上に向けた今後の取組」にも示されている「家庭学習に集中できない」ことである。高校生になれば、前提となる条件も複雑となって、小・中学生に比べて多くの場面で複雑かつ多様化していくこととなる。例えば、長い文章を読み取り、一つの結論を導き出す能力、自分の言葉で表現していく自己表現能力が養われていないと感じた。その要件の一つとして、9ページに記載されているゲームやインターネット、電話やメールの利用頻度が高いことがあり、それらに気持ちが向いているため、なかなか勉強に集中できないこともあるの

ではないかと思う。13ページの今後の取組についても、そのような傾向をきちんと捉え、範囲をある程度狭めるなど、集中的な指導に取り組んでいくことも必要となるのではないか。

高校教育課長

9ページ「⑦ 家庭学習をする上での悩み」のグラフを御覧願いたい。ただ今の御指摘のとおり、生徒の家庭学習をする上での悩みについて、以前は学習方法が分からない、成績が伸びない、部活との両立が難しいなどの項目で高い割合を示していたが、最近では、集中できない、やっても長続きしないなどの項目が増加傾向にある。家庭学習の時間も1年時より2年時の割合が減少している。そのような中、子どもたちは家庭生活の中で何に時間を費やしているのか、それは、「⑧ 平日の生活」にあるように、ゲームやインターネット、電話やメールの時間である。それとは逆に、読書、自分の趣味、家族との対話、手伝いの項目で減少している。インターネット等の情報モラルに関する教育について、これまでは規制を行って取り締まるネットパトロールが中心であったが、今後は、ネット社会や情報社会に対する学習、つまり、子どもたちが、自分自身でコントロールする自己管理能力や自己指導力を身に付けさせていく必要があると感じており、適切かつ安全な情報利用を身に付けさせることも重視していく必要があると考えている。

また、8ページの図19、20、21を御覧願いたい。これは、慶応大学の協力により、昨年度から英・数・国の問題正答率と生活習慣をクロス集計し、その相関を示したものである。図19では、家庭学習時間との相関を表しており、“30分～1時間未満”の項目では各教科ともに約50%とほぼ同一であるが、1時間以上の項目では、正答率が伸びている状況が分かる。図20は定期的に宿題や課題が課されている場合の相関、図21は小テストがある場合との相関を表しており、いずれも学習の頻度が多いほど正答率も高くなる傾向にあることが顕著となった。そのような相関関係について、これまでは教育委員会で分析し、各学校へ提供していたが、昨年度からは各学校が直接慶応大学のホストコンピュータにアクセスし、必要な情報を取り出すことにより、各学校で分析することが可能となった。その分析結果については、各学校の実情や状況が違うことから、それらの分析や対応策を考え、県教委に報告してもらうこととした。その報告された資料の中で、他の学校に紹介したい内容があれば、各学校へのフィードバックも行っている。それらの情報も活用した上で、13ページに示した「学力向上に向けた今後の取組」をさらに実行性のあるものにしてまいりたいと考えている。

遠藤委員

「家庭学習に集中できないこと」について、9ページ「⑦ 家庭学習をする上での悩み」のグラフに現れているが、方法が分からない、集中できない、計画が長続きしないなど、約6割の子どもたちが何らかの悩みを抱えている状況が分かる。そのような状況から推測すると、学校から出される宿題についても同じような問題を感じているのではないか。8ページの「⑤ 宿題・課題の頻度」の項目でも、週1回から週2～3回の項目の割合が高いことは、学校からの宿題や課題の出され方、そして、それに対して、どれだけ理解しているかが心配である。また、4ページの「② 授業理解度」では、「ほとんどの授業がよく理解できる」、「理解できる授業の方が多い」を合わせると約50%が授業を理解していることが分かる。その一方で、約40%の子どもたちが「理解できる授業と理解できない授業が半々」の項目を選択しているが、その一段階上の「だいたい理解できる」の項目を選べるようになれば、約90%の子どもたちが授業を概ね理解できることとなる。教育現場の先生方は、目の前の子どもたちが、授業を理解できているのかどうか、慎重かつ的確に把握していただき、個に応じた指導にも努めてほしい。子どもたちに課題を出す場合でも、理解度に応じた出題、家庭で勉強しやすい課題等、何らかの工夫をしていけば、子どもたちの理解度も向上していくのではないかと思う。先ほどの提言にもあったが、一人一人に応じた声掛けや励ましを念頭に置いた学習指導

に心掛けていただきたい。

高校教育課長

8ページの図19, 20, 21のグラフにおいて、宿題及び課題の頻度、小テストの頻度、家庭学習の時間と問題の正答率の間に相関が見られたことを御説明した。その一方で、全体的な学習時間が少なくなっていることも課題の一つとなっている状況もある。その理由の一つとしてネット依存の問題をあげたが、それ以外にも、宿題や課題があれば取り組む、小テストやテスト前には勉強するなど、受け身の学習が目立っており、それを越えた学習には発展しない傾向が見られる。学力を向上させるためには、知識量を増やしていくことも必要であるが、本来は、自分で考え、自分で行動する力を身に付けていくことが重要である。課題消化型の学習ではなく、子どもたちが目的や目標を持ち、自分の夢に向かって勉強していく姿勢を身に付けさせるためには、学習の質及び量ともに充実させていく必要がある。高校における授業においては、義務教育段階とは異なり、ある程度の予習・復習を前提として進めていくため、家庭学習時間の減少は、大きな影響を受けることとなる。そのためにも、自ら考える学習動機や学習意欲を喚起する働きかけとして、今後も志教育の推進を重要視していくべきと考えている。

遠藤委員

9ページの「⑧ 平日の生活」に現れているが、テレビやビデオ、ゲームやインターネット、電話やメールなど、非常に受け身的な時間の過ごし方が多くなっている。自分で目的を持って勉強していく、あるいは、将来の仕事や進路についての関心を持って自分で取り組んでいく力を身に付けるためには、やはり授業を工夫する必要があると思う。例えば、50分の授業に集中できない子どもがいるのであれば、15分ごとに話題を変えたり、休憩を入れたりするなど、様々な試みを取り入れることも一つの方法ではないか。先ほども申し上げたが、授業の内容を理解できない子どもたちが多いのであれば、それに合わせた進め方を工夫するなど、子どもたちの学習の励みとなるような授業の改善にも努めてほしい。

伊藤委員

資料作成に関することであるが、9ページの「⑧ 平日の生活」について、このグラフの下に吹き出しの説明書きがあるが、各項目の割合とコメント枠の大きさが合わないため、初めて資料を見た際に、異なるイメージを与えるのではないかと思う。伝えたい内容が間違った方向に捉えられる場合もあるので、見せ方にも留意いただきたい。

佐竹委員

家庭学習について、インターネットを利用している時間が多くなっているのであれば、インターネットで調べたことを発表させる、あるいは、宿題の中にインターネットの活用を組み込むなど、すべてを否定するのではなく、発想を転換することにより、それを学習方法の一つに取り入れることも検討してはどうか。授業に集中できない子どもたちが増加傾向にあるとのことであったが、興味や関心のある分野から導き、ある程度の自信を付けられるような取組や、その子に合った勉強方法を取り入れることも一つの方法であると思う。

また、11ページから12ページにかけての「志教育」に関することでは、小・中学生の結果と違い、困っている人を進んで助けるようとしている生徒の割合が8割を超えていたり、約3割の生徒が何らかのボランティア活動に進んで参加していたりすることなど、とても良い傾向にあると思う。ボランティア活動については、参加したいと思っても最初の一步が踏み出せない、アクションが起こせないなど、なかなか動き出せない生徒も多いのではないかと思う。そのような子どもたちに対しては、情報の提供はもちろんであるが、例えば、ボランティア活動をしている団体と連携して進めていくことや、夏休みの課題にボランティア活動に参加することを取り入れることなども有効な手段となるのではないか。学校活動の一環として、ボランティア活動に参加することも考えられる。いずれにせよ、ボランティア活動に参加することで、自分の考え方や自分の大切さ、人生観等、志教育の目指している意識の醸成もできるはずであり、授業から学ぶ

ことだけではなく、様々な地域の活動に触れることで、人間性も育成されていくはずである。その結果、メンタル面での安定感、有用感、肯定感の向上も期待でき、さらには学力の向上にもつながっていくのではないかと。

それらに加えて、特に気になったことは、9ページの「⑨ 朝食摂取の習慣」で示されている朝食を取らない子どもたちが多いことである。本県で取り組んでいる“はやね、はやおき、あさごはん”の生活習慣が、成績に与える影響も大きいことから、きちんと朝ご飯を取るよう、家庭に対しても働きかけていただきたい。きちんと朝ご飯を食べないと貧血になったり、体に力が入らなかつたりすることなど、朝ご飯を食べることの重要性について、子どもたちには何度も何度も伝えていく必要があると思う。

高校教育課長

委員御指摘の内容については、今後の取組の参考にさせていただきたい。そのうち「朝食摂取の習慣」については、先ほど御説明した新しいシステムを活用することにより、そのような分析も可能となったが、その効果が、これほどまでに見事な関係が現れることを改めて確認することができた。今後、各学校における分析も進んでいくため、その結果から必要な対応策が打ち出されるものと期待している。

また、社会への貢献については、他の質問項目の結果にも現れているように、ボランティア活動等に対する意識の向上が見られる。その中で、ボランティア活動への参加割合は3割に留まっているが、これは学校活動としての参加ではなく、まさに自発的にボランティア活動に参加した生徒の割合を示している。高校教育課で実施した別の調査によれば、ボランティア活動の実施率は、震災後から増加傾向にあり、昨年の実績では、全日制69校のうち64校で何らかの活動に参加している。その割合は92.8%と相当高い割合を示している。具体的な事例を紹介すると、例えば、農業科の生徒が仮設住宅の花壇造りを手伝う、あるいは、保育志望の生徒が保育所へ行き、子どもたちに読み聞かせをしている。

以上のように、本県の全体的な傾向としては、震災以降、社会貢献活動に対する意識が高まってきていると認識しているが、その傾向が今後も継続していくよう、今後とも情報提供の在り方を含め、意識の醸成に努めてまいりたい。

佐竹委員

69校中64校で様々なボランティア活動に取り組んでいることは理解したが、授業の一環ではなく、やはり自発的・率先的な活動に波及させていくことが重要ではないかと私は考えている。志教育として推進していくべきことは、まさにそのような意識の醸成ではないかと思う。子どもたちに対しては、学校活動の一環としてボランティア活動に参加しているから良いと考えさせるのではなく、そこから一歩進んだ行動に取り組める人に育つよう指導していただきたい。

委員長

家庭生活において、電話やメール等に時間を割いている子どもたちが急増しているとの説明があった。いじめ問題にも関連することであるが、すぐにメールの返信をしないと“裏切られた”、“仲間はずれになった”など、必要以上に時間を費やさなければいけない状況も見られるようである。お互いを思いやる気持ちも大切であるが、それだけに多くの時間を浪費することは、学力の停滞の一つの要因となるため、子どもたちに対しては、思いやりの心を持ち、ゆとりをもって望んでいくような指導もしていただきたい。

高校教育課長

現在、本県では、マナーアップ運動を進めており、その運動の中で様々な取組を行っており、その一環として、昨年度は、生徒の代表を一堂に集めたフォーラムを開催した。その中で、心のマナーアップとして、いじめ問題に関する討論を行い、「いじめ撲滅宣言」を策定した。今年度のフォーラムでは、インターネットの利用の仕方をテーマに掲げ、「みやぎ高校生ソーシャルメディアポリシー」を作成することとしている。このフォーラムの狙いとして、導入時は県教委が主体となって実施しているが、最終的には、生徒の自主的な取組として進めていくことを考えている。

佐竹委員 | 先ほどの委員長の意見と関連することであるが、最近の子どもたちの多くは携帯電話を持っていると思うが、コミュニケーションの中で、メール返信が遅いと仲間はずれにされるなどの問題も発生している。風呂場にビニール袋に包んだ携帯電話を持ち込み、メールを返信している例もあると聞いている。県教委では、携帯電話の使い方やノウハウのリーフレットを出していると思うが、そのような困った問題に発展している場合の対処として、教育相談や心の相談窓口等、気軽に相談できる場所があることを周知していただきたい。

1.2 資料（配付のみ）

- (1) 第9回単位PTA会長会における「いじめ問題に関する話し合い」の概要について
- (2) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について
- (3) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (4) 第68回国民体育大会の結果について
- (5) 宮城県美術館特別展「洲之内徹と現代画廊」の開催について

1.3 次回教育委員会の開催日程について

委員長 | 次回の定例会は、平成25年11月13日（水）午後1時30分から開会する。

1.4 閉会 午後3時5分

平成25年11月13日

署名委員

署名委員